当裁判所が昭和三六年(マ)第三五号事件につき昭和三六年一二月二六日なした 申立却下の決定に対し、異議(準抗告)の申立がなされた。しかして、右申立書の 記載によれば民訴四一二条一項、二項、三項により当該申立に及ぶというが、最高 裁判所のなした決定に対し、右条項による異議(準抗告)の申立は許されないこと いうまでもないから、本件申立は不適法である。

よつて、当裁判所は、裁判官全員の一致で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を却下する。

昭和三七年一二月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	河	村	又	介
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊